

転入・転出手続きガイド

これから4月にかけて、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなります。転入や転出の手続きを忘れずに行いましょう。

なお、手続きの際は、本人確認書類(免許証など)と印鑑を必ずご持参ください。

問
合
せ

町民福祉課	【☎35-1224】
健康保険課	【☎35-1222】
子育て共生課	【☎35-1236】
税務課	【☎35-1220】
学校教育課	【☎35-1246】
水道課(※)	【☎33-4161】
※平成26年4月1日から 上下水道課になります。	

上里町へ

転入したときは

転入届は、町外から転入した日から14日以内に手続きをしてください。

項目	該当の方・手続き		必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 転入届	他の市区町村から上里町に住所を移した方		前住所地の転出証明書 本人確認書類	町民福祉課 町民係
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転入後に印鑑登録証明書が必要な方 (前住所地の印鑑登録は転出後使用できません。)		登録をする印鑑 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 住基カード	前住所地で発行した住基カードを継続利用される方		前住所地の住基カード	
<input type="checkbox"/> 国民年金	加入している方	住所変更の 手続き	年金手帳・印鑑	健康保険課 医療年金係
	受給している方		年金証書・印鑑	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	前住所地で加入していた方は加入手続き		印鑑・身分証明書	
<input type="checkbox"/> 後期高齢医療			負担区分証明書 (県外からの転入者のみ)	
<input type="checkbox"/> 福祉3医療	こども医療	申請が 必要です。	関係窓口にお問い合わせ ください。	
	重度心身障害者医療			
	ひとり親家庭等医療			
<input type="checkbox"/> 児童手当	申請が必要です。担当窓口にお問い合わせください。		子育て共生課 子育て支援係	
<input type="checkbox"/> 保育所	転入の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。		学校教育課 教育庶務係	
<input type="checkbox"/> 町立小・中学校				
<input type="checkbox"/> 介護保険	前住所地の受給資格証明書をお持ちの方は窓口で持参ください。		受給資格証明書	高齢者いきいき課 高齢介護係
<input type="checkbox"/> 町ナンバー	125cc以下の原付等を所有している方は窓口で登録してください。		前住所地の廃車証明書・印鑑	税務課 資産税係
<input type="checkbox"/> 町営水道	「水道使用開始申込書」を提出してください。			水道課
<input type="checkbox"/> 犬の登録	住所変更の手続きをしてください。		前住所地で発行された鑑札	まち整備環境課 生活環境係

4月から水道課と下水道課が統合され**上下水道課(町役場2階東側)**になります

課名	係名	住所・電話番号	課名	係名	住所・電話番号
水道課	業務係	金久保198-1(水道庁舎・浄水場) 【☎33-4161】	上下水道課	水道施設係	七本木5518(町役場2階東側) 水道に関すること【☎33-4161】 下水道に関すること【☎35-1228】
	施設係			下水道係	
下水道課	下水道係	七本木5518(町役場2階中央) 【☎35-1228】		業務係	

※水道課は上下水道課になることで、水道庁舎(金久保地内)から町役場2階に移転します。

転出するときは

転出届は、町外へ転出する日が決まったらあらかじめ、または転出してから14日以内に手続きをしてください。

項目	手続き	担当課
<input type="checkbox"/> 転出届	転出先の市区町村に提出する転出証明書を交付します。	町民福祉課 町民係
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転出により印鑑登録が廃止になりますので、印鑑登録証(カード)を返却してください。	
<input type="checkbox"/> 住基カード	新住所地で継続利用する場合 ----- 住基カードは返却せずに新住所地の窓口を持参し、手続きをしてください。	
	新住所地で継続利用しない場合 ----- 住基カードを返却してください。	
<input type="checkbox"/> 国民年金	上里町での手続きはありません。	—
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	保険証・高齢受給者証を返却してください。	健康保険課 医療年金係
<input type="checkbox"/> 後期高齢医療	保険証を返却してください。 (県外転出の方は「負担区分証明書」の交付を受けてください。)	
<input type="checkbox"/> 福祉3医療	こども医療(黄)	
	重度心身障害者医療(橙または若草)	
	ひとり親家庭等医療(緑)	
<input type="checkbox"/> 児童手当	転出の手続きをしてください。	子育て共生課 子育て支援係
<input type="checkbox"/> 保育所	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。	学校教育課 教育庶務係
<input type="checkbox"/> 町立小・中学校		
<input type="checkbox"/> 介護保険	保険証を返却してください。要介護(要支援)認定を受けている方は、「介護保険受給資格証明書」をお受け取りください。	高齢者いきいき課 高齢介護係
<input type="checkbox"/> 町ナンバー	125cc以下の原付等を所有している方は廃車手続きをしてください。 (必要なもの:ナンバープレート・印鑑)	税務課 資産税係
<input type="checkbox"/> 町営水道	「水道使用中止届」を提出してください。	水道課
<input type="checkbox"/> 犬の登録	上里町での手続きはありません。	—

転入・転出手続きの臨時窓口を開設します

町では、転入・転出などが多くなる3月下旬から4月上旬の引越しシーズンに住民異動届などの手続きを行うため、一部の窓口を臨時開設します。

開設日時…3月23日(日)、午前8時30分～午後5時15分まで

[昼休み時間(正午～午後1時)を除く]

開設窓口…町民福祉課(町民係のみ)・税務課・健康保険課・学校教育課・子育て共生課

※臨時窓口で実施する業務は、転入・転出などの手続きに伴うものです。

※業務の内容により関係機関(前住所地、本籍地の市区町村等)に照会を必要とするものについては処理できない場合もあります。その際は、平日に再来庁をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

4月から町立図書館の開館時間等が変更になります

主な変更点

- ・開館時間を1時間延長します。
午前9時30分～午後6時30分
- ・7・8月は午前9時～午後7時
- ・月曜日を隔週で開館します。
- ・(第1・3・5月曜日が開館)
- ・祝日も開館します。

※詳しくは毎月の図書館カレンダーをご覧ください。

・図書館ツアーなどの新しい催しも開催します。また「くまさんのポケット」、「こどもシアター」、「読書マラソン」やボランティアグループによる「のはらタイム」、「おはなしかい」などの定期的な催しは今まで通り継続して行います。



指定管理者制度導入により、町立図書館の管理・運営はTRC上里グループ（株式会社図書館流通センター、TRCファシリティーズ株式会社の共同事業体）が行います。

指定管理者制度とは

公の施設の管理を民間企業などが行い、その特性や能力を活用することで住民サービスの向上等を図る制度です。

問合せ…町立図書館 【☎34-0455】

神保原駅をご利用の皆さまへ

ご注意ください!自転車等放置禁止区域が指定されています

神保原駅周辺の「自転車等放置禁止区域」(下図)内の公共の場所に放置(駐輪)されている自転車等は町で所定の場所へ撤去し、引き取りの際は費用を徴収します。



自転車等放置禁止区域

(返還費用)

自転車1台 1,000円 / 原付1台 2,000円

(引き取り)

町役場開庁日(土・日・祝日は除く)

午前8時30分～正午・午後1時～5時

駅前広場等の公共の場所への駐輪は撤去の対象ですので、神保原駅を利用される皆さまは駅周辺の駐輪場(有料)の利用等をお願いします。なお、駐輪場の利用にあたっては、町営駐輪場(駅北側)または民間駐輪場(駅南側または北側)へ直接お申し込みください。

問合せ…まち整備環境課生活環境係 【☎35-1226】 (自転車等放置禁止区域について)

都市計画係 【☎35-1227】 (駐輪場について)

回収方法

4月から

1 ボックス回収

町役場1階・町民ホールに設置
小型家電のうち、15cm×30cmの投入口に入る物

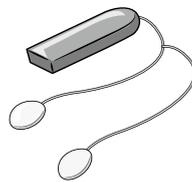
回収品例



電話(固定・携帯)



デジタルカメラ



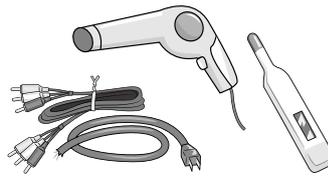
携帯音楽プレーヤー



ゲーム機



パソコン・周辺機器

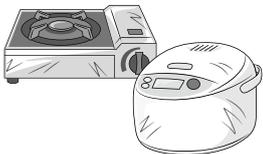


その他電子機器

2 拠点回収

町役場駐車場での利用者持参による回収
ボックス回収家電および回収ボックスに入らない大きさの使用済小型家電
【実施日】クリーンの日(5月25日)・10月の最終日曜日(10月26日)の年2回

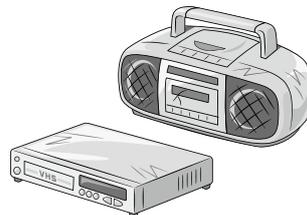
回収品例



調理家電



生活家電



AV家電

3 リクエスト収集 有料・要事前申込

× 回収できないもの

- ・布や木製部分が含まれるもの ※分解してあれば機械部分のみ回収可
(例: こたつ、木製枠のCDコンポ、電気カーペット等)
- ・家電リサイクル法対象機器(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)
- ・電球、蛍光灯、電池

Q. 収集所やクリーンセンターに小型家電は出せなくなるの?

A. 従来の回収方法も継続して実施します。しかし、ごみの減量と有用金属の循環利用のため、新回収方式へのご協力をお願いします。

Q. 町役場に直接運べない。

A. リクエスト収集をご利用ください。事前に町役場の窓口で申し込みが必要となります(有料)。月2回(第2・4月曜日)、ご自宅の前まで回収に伺います。

使用済小型家電の回収が始まります

使用済小型家電は適切にリサイクルすることで、貴金属・レアメタルなどの有用金属が再資源化されるほか、廃棄物の量の削減にもつながります。資源の再利用のため、回収にご協力をお願いします。
問合せ: まち整備環境課生活環境係【☎35-1220】



回収ボックス(イメージ)